

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年12月22日	
【会社名】	明治機械株式会社	
【英訳名】	Meiji Machine Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河野 猛	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田多町二丁目2番地22	
【電話番号】	03 - 5295 - 3511（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 小林 文彦	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田多町二丁目2番地22	
【電話番号】	03 - 5295 - 3511（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 小林 文彦	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	353,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,900,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本新株式の発行は、平成27年12月22日（火）開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,900,000株	353,400,000	176,700,000
一般募集			
計（総発行株式）	1,900,000株	353,400,000	176,700,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
186	93	100株	平成28年1月7日（木）		平成28年1月8日（金）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4 払込期日までに当該株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
明治機械株式会社 総務部	東京都千代田区神田多町二丁目2番地22

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 京橋支店	東京都中央区二丁目7番地19号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
353,400,000	5,400,000	348,000,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、主に登記費用、フィナンシャルアドバイザー手数料、その他費用となります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
立体駐車装置関連事業に係る資材・製品倉庫の建設	150	平成29年4月から平成30年3月まで
立体駐車装置関連事業に係る機械設備投資	44	平成28年2月から平成29年3月まで
立体駐車装置関連事業に係る運転資金	49	平成28年2月から平成29年3月まで
太陽光発電関連事業に係る運転資金	47	平成28年2月から平成28年9月まで
借入金の返済	58	平成28年1月から平成28年3月まで

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

立体駐車装置関連事業に係る資材・製品倉庫の建設

栃木県足利市の当社事業所の工場に、立体駐車装置の生産増大にともなう資材・製品倉庫の建設資金に充当する予定であります。

立体駐車装置関連事業に係る機械設備投資

栃木県足利市の当社事業所の工場に、溶接機・切断機等の立体駐車装置を製造するための生産設備を設置する資金に充当する予定であります。

立体駐車装置関連事業に係る運転資金

立体駐車装置関連事業における原材料及び部材の購入のための運転資金の一部に充当する予定であります。

太陽光発電関連事業に係る運転資金

太陽光発電関連事業における太陽光パネル等のための運転資金の一部に充当する予定であります。

借入金の返済

平成28年1月8日以降、平成28年3月までの、取引金融機関からの借入の約定返済に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	日本コンベヤ株式会社	
	本店の所在地	大阪府大東市緑が丘二丁目1番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第67期 (自平成26年4月1日至平成27年3月31日) 平成27年6月30日 近畿財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第68期第1四半期 (自平成27年4月1日至平成27年6月30日) 平成27年8月11日 近畿財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第68期第2四半期 (自平成27年7月1日至平成27年9月30日) 平成27年11月13日 近畿財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係 (注)	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は当社の普通株式26,200株(本第三者割当実施前の保有割合0.28%)を所有しております。
	人事関係	当社の取締役会長高山允伯が割当予定先の取締役会長を兼任しております。また、割当予定先の装置システム営業部長駒田弘明が当社の取締役(監査等委員)を兼任しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社は割当予定先の製品(チェーンコンベヤ、約5百万円)を生産受託しております。	

(注) 平成27年9月30日現在で記載しております。

c 割当予定先の選定理由

当社は、今日まで110余年に亘り、製粉・飼料関連分野の機械設備の製造・プラントの設計施工を行ってまいりました。これら機械設備は食料の素材を加工するものであるため、品質面での安全、衛生、安定性などが特に要求されます。当社は、お客様に対し、ご満足いただける高品質で、きめ細やかなサービスを提供すべく、その実現に日々努めてまいりました。

しかしながら、製粉・飼料関連は成熟産業であり、飼料業界において業界再編に伴う新規設備投資の動きが一部にみられるものの、業界全体では設備投資意欲は旺盛とは言えず、受注価格競争により採算は厳しく、依然厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況におきまして、当社は、新たな収益基盤を確立すべく、平成26年3月31日付でTCSホールディングス株式会社と資本業務提携契約を締結し、TCSグループを構成する各企業との間で、それぞれの得意分野を活かしながら、協業によるシナジーを追求し、同グループ各社の企業価値の最大化を図りながら、同グループ会社からの太陽光パネル・太陽光発電システムの仕入・購入による太陽光発電関連事業、また、3Dプリンタ等の設計・生産受託等の新規事業へ進出してまいりました。

このような中で、当社は、平成27年の年初より、TCSグループの一員であり今回の割当予定先である日本コンベヤ株式会社から当社が営む立体駐車装置関連事業の一部を当社が生産受託するという協議を行ってまいりました。

日本コンベヤ株式会社は、立体駐車装置関連事業において、立体駐車場の再開案件や新規案件の受注獲得に努めており、特に関東首都圏での事業拡大のため、兵庫県姫路市にあります同社の生産拠点以外に同圏での生産拠点の確保を急務としておりました。

一方、当社は、各種立体駐車装置を製造するに足る十分な工場スペースを栃木県足利市に有し、また、当社の製粉・飼料関連の機械設備製造及びプラント設計施工のノウハウは、立体駐車装置関連事業にも十分適用できるものと考えております。

また、当社の主力分野である製粉・飼料業界は、需要の季節的変動が大きく、当社にとって生産稼働率の平準化が経営課題の一つでありました。

以上のように、立体駐車装置関連事業における両社の協業により、日本コンベヤ株式会社にとっては、事業拡大のための関東首都圏における生産拠点の確保によるコスト低減、当社では、新規製品による収益拡大と工場稼働率平準化・高水準化による生産性向上という相乗効果に繋がるものと考えております。

その他、両社が参入しております太陽光発電関連事業におきましても、当社のプラント設計施工・保守ノウハウと日本コンベヤ株式会社の施工・保守ノウハウの融合・補完により、メガソーラー等大型案件の新規市場の開拓が見込まれ、また、両社グループのサービス・販路の相互利用など、両社の経営資源を有効に補完し合うことで、両社の経営の効率化、企業価値向上に資するものと考えております。

上記のような協議を行うなか、当該事業の開始時期、規模、継続性等様々な条件につきまして検討を重ねてまいりましたが、当該事業の協業をはじめとする両社のシナジー効果をさらに加速させるためには、通常の業務委託・受託関係のみならず、中長期的な関係を緊密にすることが必要不可欠であるとの認識が両社間で生じ、平成27年11月下旬、そのためには資本関係をより一層強化することが最も有効であるとの結論に達しました。

一方、当社では、平成25年11月および平成27年8月において2度に亘って減資を行っており、自己資本の強化、財務体質の安定化は、当社における重要な経営課題の一つでありましたが、飼料プラント案件における工事代金の先行負担等により、平成27年9月30日現在の資金（現金及び現金同等物）残高が、連結ベースで134百万円、かつ、同日現在での短期および長期借入金残高が491百万円となっており、当該借入金の約定返済資金を必要とする状況でした。

両社の立体駐車装置関連事業の協業に当たっては、生産設備投資のための資金が必要となり、加えて、原材料や部材の購入に係る支払いが売掛金回収に先行するための資金負担、また、今後両社での新規市場開拓が見込まれる太陽光発電関連事業におきましても、案件の大型化・長期化に伴う支払先行による資金負担が発生するため、運転資金が必要になります。

このような状況のなかで、上記必要資金のために借入を行うことは、当社の財務体質の健全性を一層損なうものと判断いたしました。

以上のことから、日本コンベヤ株式会社に対し本第三者割当増資を行うことで、資本関係強化による両社の中長期的関係の緊密化、かつ、当社の課題であります自己資本の強化、財務体質の安定化を実現できるものと考えております。

最終的に、上記事項を総合的に判断いたしまして、今回の第三者割当予定先として日本コンベヤ株式会社を選定しております。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,900,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本コンベヤ株式会社からは、本第三者割当増資は、両社の協業による相乗効果を実現するために必要不可欠であり、当社株式を長期的に保有する方針であるとの意向を口頭により確認しております。

なお、当社は割当予定先より、割当後2年以内に割当新株式の全部または一部を譲渡した場合、その内容を直ちに当社に書面にて報告する旨、また、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨、および、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先である日本コンベヤ株式会社が本第三者割当増資の払込に必要な資金を保有している旨の説明を口頭により受けております。

また、同社の資金等の状況については、同社の第67期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）有価証券報告書の連結貸借対照表および第68期第2四半期（自平成27年7月1日至平成27年9月30日）の四半期連結貸借対照表により、十分な現金及び預金が存在することを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本コンベヤ株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が同取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」（最終更新日：平成27年7月10日）において、反社会的勢力との関係遮断には毅然とした態度で対応し、「市民生活の秩序や健全な企業活動を阻む勢力に対し、強い姿勢で臨み、一切の不当、不法な要求には応じない」ことを方針とする旨を記載していることを確認しております。

したがって、当社は、当該割当予定先およびその子会社、役員ならびに主要株主が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

新株式の発行価格につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本第三者割当に関する取締役会決議の直前営業日（平成27年12月21日）の株式会社東京証券取引所市場第二部における当社株式終値に相当する価格186円としました。

結果として、取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間（平成27年11月22日から平成27年12月21日）における終値平均株価189円（円未満切り捨て、以下同様）に対しディスカウント率1.59%（小数点以下第3位を四捨五入、以下同様）、同3ヶ月間（平成27年9月22日から平成27年12月21日）における終値平均株価185円に対しプレミアム率0.54%、および、同6ヶ月間（平成27年6月22日から平成27年12月21日）における終値平均株価191円に対しディスカウント率2.62%となっております。

上記価格の採用につきましては、取締役会決議の直前営業日までの、1ヶ月終値平均、3ヶ月終値平均および6ヶ月終値平均と比較し、大幅な乖離がないことから、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議の直前営業日の終値が、当社の企業価値を最も適切に反映していると判断いたしました。

以上により、上記価格は、既存株主に対して経済的に不利益にならないものであり、かつ有利発行にも該当しないと判断しております。

なお、取締役会に出席した取締役のうち、監査等委員である高工弘は、上記価格に関し、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、その決定過程に不合理な点がないことから、割当先に特に有利でなく、適法である旨の意見表明を行い、本決議に賛成しております（監査等委員である取締役3名のうち、駒田弘明は特別利害関係人に当たるため、また、鈴木彰浩は海外出張により、決議に参加していません）。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数は9,502,636株であり、総議決権数は94,836個であります。

本第三者割当の発行規模は、発行予定株式数1,900,000株（議決権数19,000個）であり、本第三者割当前の発行済株式数の19.99%（議決権における割合は、総議決権数の20.03%）であり、株式が希薄化いたします。

しかしながら、当社は、本第三者割当による調達資金を、立体駐車装置関連事業に係る資材・製品倉庫の建設、当該事業に係る機械設備投資・運転資金、太陽光発電関連事業に係る運転資金、および借入金の返済に充当する予定であり、割当予定先である日本コンベヤ株式会社との関係強化により、立体駐車装置関連事業への新規参入、両社が参入しております太陽光発電関連事業においての、当社のプラント設計施工・保守ノウハウと日本コンベヤ株式会社の施工・保守ノウハウの融合・補完によるメガソーラー等大型案件の新規市場開拓、また、両社グループのサービス・販路の相互利用等による収益基盤の拡大を見込んでおります。

また、当社の自己資本の強化及び財務体質の安定化は、顧客および取引先等の各ステークホルダーの信頼をより増すものであり、当社の中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えております。

以上のとおり、本第三者割当増資は既存株主の利益につながると考えられるため、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日本コンベヤ株式会社	大阪府大東市緑が丘2丁目1-1	26,200	0.28%	1,926,200	16.92%
インターネットウェア株式会社	東京都中央区日本橋本町4丁目 8-14	294,600	3.11%	294,600	2.59%
エヌ・ティ・ティ・システム開 発株式会社	東京都豊島区目白2丁目16-20	290,000	3.06%	290,000	2.55%
株式会社テクノ・セブン	東京都中央区日本橋本町4丁目 8-14	242,000	2.55%	242,000	2.13%
株式会社セコニック	東京都練馬区大泉学園7丁目 24-14	232,500	2.45%	232,500	2.04%
シグマトロン株式会社	東京都中央区日本橋本町4丁目 8-14	226,400	2.39%	226,400	1.99%
株式会社セコニックホールディ ングス	東京都世田谷区池尻3丁目1-3	205,900	2.17%	205,900	1.81%
エヌ・ティ・ティ・システム技 研株式会社	東京都豊島区目白2丁目16-20	170,000	1.79%	170,000	1.49%
MUTOHホールディングス株 式会社	東京都世田谷区池尻3丁目1-3	134,900	1.42%	134,900	1.19%
株式会社テクノ・セブンシステ ムズ	東京都中央区日本橋本町4丁目 8-14	126,500	1.33%	126,500	1.11%
計	-	1,949,000	20.55%	3,849,000	33.81%

(注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年9月30日現在における株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を平成27年9月30日時点の総議決権数(94,836個)に本第三者割当により増加する議決権数(19,000個)を加えた数で除して算出した割合です。

3 所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第140期）及び四半期報告書（第141期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年12月22日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 設備計画の変更

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第140期）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成27年12月22日）現在、以下のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
足利事業所	栃木県 足利市	産業機械関 連事業	立体駐車装置の 生産増大に伴う 資材・製品倉庫	150	-	増資資金	平成29年 4月	平成30年 3月	(注) 2
			溶接機・切断機 等、立体駐車装 置を製造するた めの設備	44	-		平成28年 2月	平成29年 3月	

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力に関しましては、計数的な把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

3 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第140期）の提出日（平成27年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年12月22日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成27年7月1日提出臨時報告書)

1 提出理由

平成27年6月25日開催の当社第140回定時株主総会において決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出する。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年 6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

繰越欠損金を解消し、財務体質の健全化を図るとともに、自己株式の取得や株主還元の実現を含む機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするためである。

2. 資本金の額の減少の内容

資本金の額1,605,733,008円のうち368,373,428円減少し、その他資本剰余金に振り替え、資本金の額を1,237,359,580円とする。

資本金の額の減少の効力発生日

平成27年 8月10日

第2号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分の理由

資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金について、損失の補填に充当するための処分である。

2. 剰余金の処分の内容

処分する剰余金の額

その他資本剰余金368,373,428円の全額を、繰越利益剰余金に振り替える処理をする。

これにより、振替後のその他資本剰余金は0円になる。

減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金368,373,428円

増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金368,373,428円

効力発生日

平成27年 8月10日

第3号議案 定款一部変更の件

定款第2条（目的）

当社の事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えるため、また、あわせて定款第2条の事業目的の整理のため所要の変更を行う。

監査等委員会設置会社への移行

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の平成27年5月1日施行により、当社は、取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行のため所要の変更を行う。

定款第23条（取締役の責任免除）

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更された。これに伴い、業務執行を行わない取締役について、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結することができる旨の一部変更を行う。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に高山允伯、河野猛、秋田哲男、日根年治、榎隆、小林文彦、村田秀和の7名を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役に高工弘、駒田弘明、鈴木章浩の3名を選任する。

なお、駒田弘明、鈴木章浩の両氏は、社外取締役である。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額6百万円以内と定める。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を月額2百万円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 資本金の額の減少の件	38,370	994	0	(注)1	可決 97.47
第2号議案 剰余金の処分の件	38,299	1,065	0	(注)1	可決 97.29
第3号議案 定款一部変更の件	38,427	937	0	(注)3	可決 97.62
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件				(注)2	
高山 允伯	38,207	1,157	0		可決 97.06
河野 猛	38,298	1,066	0		可決 97.29
秋田 哲男	38,319	1,045	0		可決 97.35
日根 年治	38,321	1,043	0		可決 97.35
榎 隆	38,207	1,157	0		可決 97.06
小林 文彦	38,253	1,111	0		可決 97.18
村田 秀和	38,248	1,116	0		可決 97.16
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注)2	
高工 弘	38,335	1,029	0		可決 97.39
駒田 弘明	38,252	1,112	0		可決 97.18
鈴木 章浩	38,220	1,144	0		可決 97.09
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件	38,256	1,108	0	(注)1	可決 97.19
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	38,228	1,136	0	(注)1	可決 97.11

(注)1. 出席株主の議決権の過半数

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対および棄権に係る議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第140期)	自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日	平成27年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第141期第2四半期)	自 至	平成27年7月1日 平成27年9月30日	平成27年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月25日

明治機械株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩野 治夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊明 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治機械株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治機械株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催の定時株主総会に、資本金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会にて承認決議をしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、明治機械株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、明治機械株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 6月25日

明治機械株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 業務執行社員	公認会計士	塩野 治夫	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山野井 俊明	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治機械株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第140期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治機械株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催の定時株主総会に、資本金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会にて承認決議をしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月13日

明治機械株式会社
取締役会 御中監査法人元和

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	塩 野 治 夫
------------------------	-------	---------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 野 井 俊 明
------------------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明治機械株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、明治機械株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。